

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画区域区分  
米子境港都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 米子境港都市計画区域区分  
追加する部分  
境港市昭和町13-2地先
  - (2) 米子境港都市計画臨港地区  
追加する部分  
境港市昭和町13-2地先
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び境港市役所建設部都市整備課（境港市上道町3000）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間  
平成24年1月13日から同月27日まで